

文教常任委員会

- 1 開 議 平成30年6月19日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 南別館2階会議室
- 3 付議事件及び順序

日程第1 議案第54号 大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

文教常任委員会名簿

| | | |
|------|-------------|----|
| 委員長 | 高木雄大 | 出席 |
| 副委員長 | 大豆生田春美 | 出席 |
| 委員 | 秋山幸子 | 出席 |
| | 印南典子 | 出席 |
| | 高崎和夫 | 出席 |
| | 前田雄一郎 | 出席 |
| 当局 | 教育部長 木下義文 | 出席 |
| | 文化振興課長 長谷川操 | 出席 |
| 事務局 | 植竹 広 | 出席 |
| 傍聴者 | 下野新聞 | 1名 |

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高木雄大君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。

これより文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、木下教育部長、長谷川文化振興課長であります。

◎議案第54号 大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○委員長（高木雄大君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第54号 大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

報道関係者から傍聴希望の申し出がありますが、傍聴を許可することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 異議なしと認めます。

傍聴を許可いたします。

（傍聴者入室）

○委員長（高木雄大君） 教育部長。

○教育部長（木下義文君） 議案第54号 大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたしますので、議案書補助資料であります316ページをごらんになってください。

歴史民俗資料館及びなす風土記の丘湯津上資料館の専門的な業務の拡充等に対応できるように、それぞれ専任の館長を配置することに伴いまして、他の類似施設と同様に、条例上では任期を規定しないこととするため、本議案では大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、文化振興課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（高木雄大君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長谷川操君） それでは、文化振興課より、議案第54号 大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

タブレット議案書の317ページをご覧いただきたいと思いますが、歴史民俗資料館の館長の任期につきましては、現在、条例第4条第3項におきまして、2年と定めております。この任期につきましては、

一般的に諮問などをいたします審議会、委員会等の附属機関の委員等につきましては任期の規定を設けているというのが通例でございますけれども、施設の長につきましては、隣接しますなす風土記の丘湯津上資料館ほか文化、教育委員会関係の施設の類似施設におきましても任期を規定していないというのが通例でございます。これに倣いまして、条例では規定しないということとするため、この第3項を削るというものでございます。

現在、歴史民俗資料館長につきましては、隣接しますなす風土記の丘湯津上資料館の館長が兼務しております。ただいま本市におきましては、日本遺産の認定を先ごろ受けましたけれども、こういったものを継承とした文化財を活用した活性化などに、また資料館の近郊にございます国宝の那須国造の碑や侍塚古墳を初めとします文化財等の保存活用に係る計画の策定、またもろもろの展開するそういった上では、中核的な施設という位置づけになってまいります。それら両館の体制を強化するというために、年度途中ではございますけれども、非常勤の特別職の報酬条例の改正手続などを踏まえまして、各館にそれぞれ専任の館長を配置するというに伴う改正ということでございます。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（高木雄大君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 任期を規定しないということについて、歴史民俗資料に専門的なことをなされる館長さんの業務ということで、長い間専門的なことを分散できるという、そういう意味合いから、短期間ではなくて、ずっとこれからでのことなのかなっていうことを理解したのですけれども、今、ご説明の中で、年度途中とありましたが、そこをちょっとご説明をお願いします。

○委員長（高木雄大君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長谷川操君） ご質問にお答えいたします。

年度途中ということで申し上げましたけれども、館長の設置に当たりましては、まず条例上で報酬の規定が必要になります。ただいま歴史民俗資料館長の報酬につきましては、その規定がありませんので、本会の議会におきまして、常勤の特別職の報酬に係る条例改正ということでご審議をいただいている最中でございます。

また、本日ご審議をいただいております任期に関することにつきまして、2年と謳われておりますけれども、年度途中で委嘱をするということでございます。また、一般的に施設の長の任期につきましては、年度初めから年度終わり、1年を単位として委嘱をさせていただいているというのが実情でございます。つきましては、年度中途の委嘱、またこの任期につきましては本年度末ということで予定をしておりますので、そういった観点からも、2年という規定につきましては、この度の改正ということで、削るかたちをとりまして、今後につきましては、毎年度、優秀な方を委嘱させていただいて、1年度単位で更新をしながら業務に当たっていただくということで予定をしております。

以上でございます。

○委員長（高木雄大君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） 先ほど説明の中でご説明ありましたが、315ページの今の説明の中で、第4条第3項を削るという中での附則なのですから、この公布の日というのはいつになる予定ですか。

○委員長（高木雄大君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長谷川操君） 附則でございますが、公布の日につきましては、議会で議決をいただきましてから、直ちに手続をとるということになります。

以上でございます。

○委員長（高木雄大君） 大豆生田委員。

○副委員長（大豆生田春美君） 説明をいただいて、民俗資料館と風土記の丘、両方、併任になったという形を専任に持っていくということで、そうしますと確実に1人分の報酬というか、発生いたします。そういった中で、どうしてもこれは兼任できない。今、日本遺産になったとか、保存活用とかというご説明いただきましたが、これがあるから、どうしても1人、1人というふうに分けてしていかなければいけないという理由はあったのでしょうか。そこら辺をお伺いします。

○委員長（高木雄大君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長谷川操君） ご質問にお答えいたします。

確かに専任の館長をそれぞれ置くということに伴いまして、報酬の増額がございます。これまでの説明につきましては、やはりこれからの大きな課題を解決していくというようなところで、専任の担当を置いてこれに当たっていくというのが一番大きな課題といたしますか、目的でございますけれども、もう一つ、職員体制といたしまして、現在、それぞれの館に学芸員を配置しております。学芸員は、現在、なす風土記の丘湯津上資料館、それから歴史民俗資料館をそれぞれ兼任する形で、2名の職員を配置しておりますが、実質的には風土記の丘資料館に1名で、歴史民俗資料館に1名というような体制で、その上に兼任の館長がいるというふうな体制になっております。そのほか細かいところを申し上げますと、臨時の職員がそれぞれ2名ということで運営しているところではありますが、そのうちの学芸員につきまして、実は女性職員なものですから、このたび懐妊しまして、しばらく出産並びに育児休暇というようなことも予定されております。そういったことを補完するという意味合いも含めて職員体制を整えるという必要性がありまして、このたびの専任の館長を配置というようなことで計画しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木雄大君） 印南委員。

○委員（印南典子君） 済みません。そうしますと、今のご説明ですと、学芸員お一人が産休、育休に入られるということで、館長を専任にして2名にして、そのお休みになる学芸員さんは募集しないということなんでしょうか。

○委員長（高木雄大君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長谷川操君） ご指摘のとおり、学芸員としましては、その展示になる展示活動等を行う専門の職員ということになります。専門の館長を置くということで、学芸員の業務も代行するような形で当面当たってもらうというようなことで予定しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木雄大君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第54号につきましては、原案は可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

教育部長、文化振興課長には大変ご苦労さまでございました。

（執行部退席）

◎閉 会

○委員長（高木雄大君） 本日は、これをもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時15分 閉会